

ポストコロナ時代における宮崎県の観光のあり方に関する調査研究委託業務
質問・回答

質問	回答
<p>委託業務仕様書の「3. 委託業務の内容(3) 本県内市町村に対するアンケート調査及びヒアリングについて。</p> <p>・アンケートの対象となるのは、「宮崎県内市町村」とありますが、これは市役所、町役場、村役場という理解でよいでしょうか。</p> <p>・この場合、アンケート対象となる部署等については貴県より情報をご提供いただけるのでしょうか。</p>	<p>・御意見のとおり、アンケート調査の対象となる市町村は、市役所、町役場、村役場のことで、観光行政所管課を想定しております。</p> <p>・アンケート対象となる各市町村の担当部署については、当課より情報提供いたします。</p>